

立川市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 22 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 146 条の規定による。

立川市介護保険条例の一部を改正する条例

立川市介護保険条例（平成12年立川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(保険料)</p> <p>第8条 ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 <u>前項第1号に掲げる第1号被保険者</u>についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率は、同号の定めにかかわらず、<u>24,344円</u>とする。</p> <p>4 <u>前項の規定は、第2項第2号に掲げる第1号被保険者</u>についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「24,344円」とあるのは、「<u>33,516円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 <u>第3項の規定は、第2項第3号に掲げる第1号被保険者</u>についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第3項中「24,344円」とあるのは、「<u>44,806円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>6 <u>第2項から前項までに規定する保険料率により算定された当該年度の保険料の額に、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>7 市長は、保険料の額を決定したときは、速やかに当該保険料の納付義務者（以下「納付義務者」という。）に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。</p> <p>(保険料の徴収猶予)</p>	<p>(保険料)</p> <p>第8条 ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 <u>所得の少ない第1号被保険者</u>についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の定めにかかわらず、<u>29,636円</u>とする。</p> <p>4 <u>前2項に規定する保険料率により算定された当該年度の保険料の額に、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>5 市長は、保険料の額を決定したときは、速やかに当該保険料の納付義務者（以下「納付義務者」という。）に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。</p> <p>(保険料の徴収猶予)</p>

第14条 市長は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該保険料の徴収を猶予することができる。

(1)～(5) ……略……

(保険料の減免)

第15条 市長は、納付義務者が前条各号のいずれかに該当する場合であって、その程度が甚大であり、かつ、その者から保険料を徴収することが適当でないと認められるときは、規則で定めるところにより、当該保険料を減免することができる。

2 ……略……

(費用の負担の軽減)

第16条 市長は、法第41条第1項に規定する要介護認定を受けた被保険者が第14条各号のいずれかに該当する場合には、法第50条の規定による費用の負担の軽減を、同条の規定に基づいて行うことができる。この場合において、同条に規定する市が定める割合は、規則で定めるものとする。

2 ……略……

(罰則)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、100,000円以下の過料を科することができる。

(1)～(3) ……略……

第14条 市長は、納付義務者が次の各号の一に該当することにより納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該保険料の徴収を猶予することができる。

(1)～(5) ……略……

(保険料の減免)

第15条 市長は、納付義務者が前条各号の一に該当する場合であって、その程度が甚大であり、かつ、その者から保険料を徴収することが適当でないと認められるときは、規則で定めるところにより、当該保険料を減免することができる。

2 ……略……

(費用の負担の軽減)

第16条 市長は、法第41条第1項に規定する要介護認定を受けた被保険者が第14条各号の一に該当する場合には、法第50条の規定による費用の負担の軽減を、同条の規定に基づいて行うことができる。この場合においては、同条に規定する市が定める割合は、規則で定めるものとする。

2 ……略……

(罰則)

第26条 次の各号の一に該当する者に対し、100,000円以下の過料を科することができる。

(1)～(3) ……略……

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

2 この条例による改正後の立川市介護保険条例第8条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。